

対象：1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の皆様

# 風しん排除には—— 君たちの行動が 必要なのさ

対象の男性は  
クーポン券を使って  
抗体検査と  
予防接種を受けようぜ※

抗体検査を  
受けてないキミたちっ！

※2019年4月以降、順次クーポン券が届く予定ですが、自治体により事業の開始時期や対応が異なるため、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

劇場版  
CITY HUNTER  
新宿PRIVATE EYES

©北条司/NSP・[2019 劇場版シティーハンター]製作委員会

風しんから、あなた自身と周りの人を守るためにあなたにできること

1. あなたが風しんへの抵抗力があるかチェックするため、抗体検査を受けましょう。
2. 風しんへの抵抗力が無いこと（抗体なし）がわかった場合、風しんへの抵抗力（免疫）をつけるため、予防接種を受けましょう。



1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の皆様



## 風しんの感染を拡大させる可能性があります

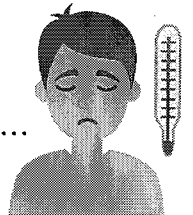
風しんから、あなた自身と周りの人を守るために  
風しんに対する抵抗力を確認・獲得しましょう

1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の方は、  
風しんの抗体検査及び予防接種が原則無料\*となります。

### WHY?

#### Q:なぜ風しんへの抵抗力が必要なの?

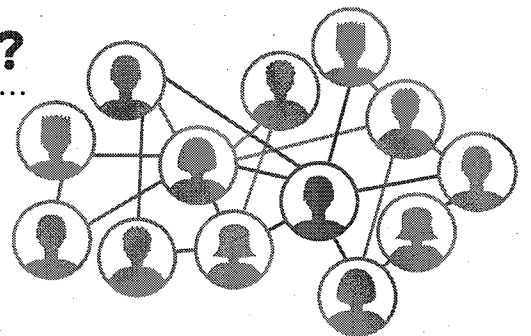
A・成人は小児に比べて症状が重くなる可能性があります。



### WHAT?

#### Q:風しんに感染すると何が問題なの?

- A・電車や職場など人が集まる場所で、  
多くの人に感染させる可能性があります。
- ・妊娠早期の妊婦に風しんを感染させると、  
赤ちゃんが先天性風しん症候群になる可能性があります。



### HOW?

#### Q:では、どうしたら良いの?

- A・まずは、風しんへの抵抗力を確認するため、抗体検査を受けましょう。
- 2019年4月以降、クーポン券が届きますのでクーポン券に従って抗体検査を受けて下さい。
- 2019年度は、1972(昭和47)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性に市区町村がクーポン券を送付します。  
なお、2019年度にクーポン券が送付されない対象者も市区町村に希望すればクーポン券を発行し、抗体検査を受けられます。\*
- 注意:子どもの頃に風しんに感染したかどうか記憶が曖昧な場合も抗体検査を受けましょう。
- ・風しんへの抵抗力が無いこと(抗体なし)がわかった場合、  
風しんへの抵抗力(免疫)をつけるため、予防接種を受けましょう。



#### 抗体検査

職場での健康診断や近隣の  
病院・診療所で受けられます。\*

クーポン券を使えば抗体検査は無料となります。

#### 抗体あり

・風しんへの抵抗力があります。

#### 抗体なし

・風しんへの抵抗力がありません。  
・風しんにかかるリスクがあります。

予防接種を受けましょう  
原則無料となります。\*

#### 風しんとは

感染者の咳やくしゃみ、会話などで飛び散るしぶき(飛沫)を吸い込んで感染します。  
小児は発熱、発疹、首や耳の後ろのリンパ節が腫れて、数日で治ります。まれに、高熱  
や脳炎になって入院することがあります。  
成人は高熱・発疹の長期化や関節痛など重症化の可能性があります。

#### 先天性風しん症候群とは

妊娠初期(20週以前)に風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・難聴  
を特徴とする先天性風しん症候群をもって  
生まれてくる可能性が高くなります。

※2019年4月以降、順次クーポン券が届く予定ですが、  
自治体により事業の開始時期や対応が異なるため、  
お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

風しん 厚生労働省



総行安第7号

平成31年2月21日

各都道府県総務部（局）長  
（安全衛生担当課扱い）  
各都道府県人事委員会事務局長  
各指定都市総務局長  
（安全衛生担当課扱い）  
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

## 職場における風しん対策の取組について

標記の件について、平成31年2月8日付け事務連絡において、職場における風しんの追加的対策について周知を依頼し、特段の配慮をお願いしたところです。

風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群（CRS）の子どもが生まれる可能性があることから、組織的に感染を防止する必要があり、風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けていただくことは重要であるため、この度、厚生労働省においては、抗体保有率の低い世代の男性（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（以下「対象男性」という。））に対する予防接種・抗体検査の実施等の追加的対策を実施することとしております。

このため、貴団体の職場においては、特に下記の事項に留意の上、適切な対応をお願いします。

## 記

- 1 健康診断の実施権者が必要と認める場合には、風しんの抗体検査を臨時の健康診断として行うことが可能であり、今後実施が予定されている、対象男性に対する市区町村事業による風しんの抗体検査をこの臨時の健康診断として行うことも可能であることを踏まえ、対象男性である職員が定期の健康診断を受ける際に、併せて、風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。
- 2 このため、対象男性である職員の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、定期の健康診断を委託する健診実施機関において風しんの抗体検査が実施可能であることを確認する等により、定期の健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受け

ることができるよう配慮いただきたい。

なお、市区町村事業による当該検査の結果については、原則として、本人及び市区町村に通知されることとなっているため、臨時の健康診断として当該検査を行うときには、当該検査の結果が定期健康診断の実施権者にも通知されるように健診実施機関と契約すること等について留意いただきたい。

3 対象男性である職員に対し、以下の点をリーフレット等を活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。

- ・ 風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群（CRS）の子どもが生まれる可能性があることから、組織的に感染を防止する必要があり、風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けていただくことは重要であること。
- ・ 定期の健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は、無料で受けられること。
- ・ 風しんの抗体検査の受検には、市区町村から送付されるクーポン券の提示が必要であること。
- ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。

4 対象男性である職員が風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けるために医療機関等の受診を希望した場合は、年次有給休暇の取得等に関し、最大限配慮いただきたい。

5 その他

対象男性には、本年4月以降に順次、市区町村からクーポン券を送付することとされており、特に、1年目（～平成32年3月）は、対象男性のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する予定とされています。なお、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととされています。

安全厚生推進室安全厚生係  
担 当：石井係長、渡邊事務官  
連絡先：03-5253-5560（直通）

事 務 連 絡

平成 3 1 年 2 月 8 日

各 都 道 府 県 総 務 部 ( 局 )  
    ( 安 全 衛 生 担 当 課 扱 い )  
各 都 道 府 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
各 指 定 都 市 総 務 局  
    ( 安 全 衛 生 担 当 課 扱 い )  
各 指 定 都 市 人 事 委 員 会 事 務 局

} 御中

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

職場における風しんの追加的対策について

標記の件について、別添のとおり厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長より関係機関への周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、職場における風しんの追加的対策について特段の配慮をお願いします。

また、厚生労働省が今般の風しんの追加的対策にかかるホームページを開設しておりますので、併せてご参照されますようお願い申し上げます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html)

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局結核感染症課

TEL : 03-3595-2263 (直通)

安全厚生推進室安全厚生係

(担当 : 石井係長、渡邊事務官)

TEL : 03-5253-5560 (直通)

FAX : 03-5253-5561

健 健 発 0201 第 4 号  
健 感 発 0201 第 2 号  
平 成 31 年 2 月 1 日

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

### 職場における風しんの追加的対策について

風しん対策については、別紙1の「予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成26年3月28日付け健感発0328第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき関係機関等に周知いただくなど配慮していただいているところです。

本日、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)が公布・施行され、別紙2の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)のとおり、都道府県等に対し周知したところです。

今般の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)の改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)が風しんに係る定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の対象者として追加され、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)の改正により、対象男性から「風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められたもの」を除くこととされたことから、対象男性にはまず風しんの抗体検査を受けていただく必要があります。

対象男性には、市区町村からクーポン券を送付し、本年4月以降に順次到達することになります。特に、1年目(～平成32年3月)は、対象男性のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する予定です。

また、対象男性が働く世代であることから、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年12月に取りまとめた別紙3の「風しんに関する追加的対策」においても、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしております。

これを受け、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体

検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等(以下「医療機関等」という。)が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととしております。

つきましては、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、関係機関等への周知について特段の配慮をお願いします。

## 記

1. 対象男性である職員が定期の健康診断を受ける際に、風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。
2. 対象男性である職員の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、健診実施機関において風しんの抗体検査が実施可能であるかを確認する等、定期の健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。
3. 対象男性である職員に対し、以下の点を別紙4のリーフレット等を活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。
  - ・ 風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群(CRS)の子どもが生まれる可能性があることから、組織的に感染を防止する必要があり、風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けていただくことは重要であること。
  - ・ 定期の健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は、無料で受けられること。
  - ・ 風しんの抗体検査の受検には、市区町村から送付されるクーポン券の提示が必要であること。
  - ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。
4. 対象男性である職員が風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けるために医療機関等の受診を希望した場合は最大限配慮いただきたい。

健感発0328第2号  
平成26年3月28日

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第27号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第28号）及び風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）が平成26年3月28日に公布され、平成26年4月1日から施行されるところである。今回の改正等の概要は、下記のとおりであるので、貴省の関係機関等への周知について特段の配慮をお願いする。

記

第1 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の改正の概要

1 改正の概要

風しんについて、特に総合的に予防接種を推進する必要があることから、指針を定める疾病に風しんを追加するものであること。

ただし、当該指針については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第4条第3項の規定に基づき、第3の風しんに関する特定感染症予防指針と一体のものとして定めたところである。

2 施行期日

平成26年4月1日から施行するものとしたこと。

## 第2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正の概要

### 1 改正の概要

風しんについて、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があることから、指針を作成し、公表する疾病に風しんを追加するものであること。

### 2 施行期日

平成26年4月1日から施行するものとしたこと。

## 第3 風しんに関する特定感染症予防指針の概要

### 1 概要

#### (1) 前文

① 我が国においては、予防接種法の対象疾病に風しんを位置付け、当該予防接種を積極的に勧奨することにより、風しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきたところであるが、平成24年から平成25年に、20代から40代の成人男性等の間で、大都市を中心として風しんの流行が起こったこと、これらの流行が、風しんに対する免疫を持たない者（以下「感受性者」という。）の世代を中心として広がったことから、予防接種をはじめとした風しん対策の指針を定める必要があること。

② 本指針は、風しんの発生の予防及びまん延の防止並びに先天性風しん症候群の発生の予防及び先天性風しん症候群の児への適切な医療等の提供等を目的に、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者、保育関係者、事業者等が連携して取り組むべき施策の方向性を示したものであること。

#### (2) 目標

早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標とすること。

#### (3) 原因の究明

① 国及び都道府県等において、風しんについての情報の収集及び分析を進めるとともに、発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向調査を行うことが重要であること。

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく医師の届出により、全数報告を求めるものとする。また、風しんを診断した医師の届出については、可能な限り24時間以内の報告を求めること。

③ 風しんについて、臨床診断で届出対象とするが、検査診断の結果についても報告を求めるものとする。なお、風しんの患者数が減少してきた場合は、報告に当たり検査診断を必須のものとする予定であること。また、

先天性風しん症候群について、風しん発生地域において妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出生した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭に注意深い対応を行うとともに、可能な限り早期に診断する必要があること。

- ④ 国は、日本医師会等の関係団体を通じて、風しん及び先天性風しん症候群の診断、届出等について、医師に協力を求める必要があること。
- ⑤ 都道府県等は、地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等に感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めることが必要であり、国は、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成及び要請された人員派遣に応えられる人材養成を行うものとする。また、国及び地方公共団体は、先天性風しん症候群の患者が発生した場合に医療関係者が保護者に対し適切な対応ができるよう必要な情報提供を行うものであること。
- ⑥ 都道府県等は、医師から検体が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所において、可能な限りウイルス遺伝子検査等を実施するとともに、その結果の記録を保存すること。検査の結果、風しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において風しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施し、その結果を速やかに国立感染症研究所に報告又は公表すること。

#### (4) 発生の予防及びまん延の防止

- ① 感染力が強い風しんの対策として、予防接種により感受性者が風しんへの免疫を獲得することが最も有効であること。一方で、無症状や軽症のものも一定程度存在し、国民の8割から9割程度が既に抗体を保有していることから、必要に応じ抗体検査を実施することが効果的かつ効率的であり、風しんの罹患歴や予防接種歴を確認できない者に対し、幅広く風しんの性質等を伝え、風しんの抗体検査や予防接種を行うよう働きかけることが必要であること。
- ② 本指針の目標をより効果的かつ効率的に達成するには、特に平成25年の流行時に風しんの伝播が多くみられた職場等や先天性風しん症候群の予防の観点から妊娠を希望する女性等に焦点を当てた感染及び予防対策が重要になると考えられること。
- ③ 国は、定期の予防接種の接種率が95パーセント以上となることを目標とし、その対象期間の初めの3月の間に、特に積極的な勧奨を行うものとし、市町村に対し、定期の予防接種の対象者への個別の通知等、確実な接種勧奨を行うよう依頼する必要があること。
- ④ 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、就学時健診の機会を利用し、定

期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、風しん含有ワクチンの予防接種を2回接種していない者に接種勧奨を行うものとする。

- ⑤ 国は、日本医師会等に協力を求め、予防接種を受けやすい環境作りを徹底する必要があること。
- ⑥ 先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性及び抗体を保有しない妊婦の家族等のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要があること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、日本医師会等に協力を求めること。
- ⑦ 幼少期に自然感染しておらず、かつ、風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった者や接種を受けていなかった者の割合が他の年齢層に比べて高い、昭和37年度から平成元年度に出生した男性及び昭和54年度から平成元年度に出生した女性のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要があること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、関係省庁や事業者団体に協力を求めること。
- ⑧ 風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多い医療関係者、児童福祉施設の職員、学校の職員等に対する予防接種の推奨を行う必要があること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、日本医師会等の関係団体や文部科学省に協力を求めること。
- ⑨ 海外の風しん流行地域で風しんに感染すると、国内に風しんウイルスを流入させる可能性があることから、海外に渡航する者等のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要があること。
- ⑩ 国民の予防接種に対する正しい知識の普及啓発のため、厚生労働省は、予防接種の重要性及び副反応、特に妊娠中の接種による胎児への影響等の情報に関し、リーフレット等の作成や関係団体を通じた情報提供、報道機関と連携した広報等により、国民に対して、積極的な情報提供を行う必要があること。また、厚生労働省は当該情報提供を行うために、関係省庁や関係団体に協力を求めること。
- ⑪ 平成25年にワクチンや検査キットの確保が困難になった事例に鑑み、国は、ワクチン及び試薬類の生産について、製造販売業者と連携を図るとともに、その流通について日本医師会、卸売販売業者及び地方公共団体の間の連携を促進するものとする。なお、風しんの予防接種に用いるワクチンは、原則として麻しん風しん混合（MR）ワクチンを用いるものとする。

#### (5) 医療等の提供

- ① 先天性風しん症候群のような出生児が障害を有するおそれのある感染症については、妊婦への情報提供が特に重要であること。このため、国は、医師に対する情報提供を行うとともに、国民にも感染した際の初期症状や早期に採るべき対応等について、周知することが望ましいこと。
- ② 国は、医師が風しんの患者を適切に診断できるように、風しんの流行状況等について、積極的に情報提供し、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、注意喚起を行う必要があること。また、小児科医のみではなく、全ての医師が風しんを診断できるように、普及啓発を行うことが重要であること。
- ③ 国は、先天性風しん症候群と診断された児の症状に応じ、適切な医療を受けることができるよう、日本医師会等に対し、専門医療機関の紹介等の対応を依頼すること。また、地方自治体に対して、先天性風しん症候群と診断された児に対する医療及び保育等が適切に行われるよう、必要な情報提供を行い、症状に応じた支援制度を利用できるよう、積極的な情報提供及び制度のより適切な運用を依頼すること。

#### (6) 研究開発の推進

- ① 風しんの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施し、良質かつ適切な医療を提供するためには、風しんに関する最新の知見を集積し、ワクチン、治療薬等の研究開発を促進していくことが重要であること。また、風しんの定期の予防接種を円滑に実施するため、定期の予防接種歴の確認を容易にするシステムの整備を推進していく必要があること。
- ② 現行の風しん含有ワクチンは効果及び安全性の高いワクチンの一つであるが、今後の使用状況等を考慮し、国は、必要に応じて研究開発を推進していくものとする。また、これらの研究の成果を的確に評価する体制を整備し、情報公開を積極的に行うことが重要であること。

#### (7) 国際的な連携

- ① 国は、世界保健機関をはじめとする関係国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な風しんの発生動向の把握、風しん排除達成国の施策の研究等に努め、我が国の風しん対策の充実を図っていくことが重要であること。
- ② 世界保健機関においては、風しんの予防接種率が95パーセント以上となること、平成24年に開催された世界保健総会においては、平成32年までに世界6地域のうち5地域において風しんの排除の達成を目標に掲げていることから、我が国も本指針に基づき風しん対策の充実を図ることにより、その目標の達成に向けて取り組むこと。また、これらの取組により、国内で感染し、

海外で発症する患者の発生を予防することにも寄与すること。

(8) 評価及び推進体制と普及啓発の充実

- ① 国は、「風しん対策推進会議」を設置し、施策の実施状況を毎年、評価・公表し、必要に応じて、施策の見直しを含めた積極的な対応を講じる必要があること。
- ② 都道府県は、それぞれに風しん対策の会議を設置し、発生動向、予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況进行评估すること。また、厚生労働省は、風しん対策の会議が定期の予防接種の実施状況を評価するために、当該会議が学校等から必要な情報を得られるよう文部科学省に協力を求めること。
- ③ 厚生労働省は、定期の予防接種の接種率及び学校の臨時休業の情報を把握するため、関係機関に情報提供を依頼すること。また、予防接種により生じた重篤な副反応の事例が速やかに国及び風しん対策の会議等に報告される仕組みを構築すること。
- ④ 風しん対策に関する普及啓発は、風しん及び先天性風しん症候群に関する正しい知識に加え、医療機関受診の際の検査や積極的疫学調査への協力の必要性等を周知することが重要であることから、厚生労働省は関係機関との連携を強化し、国民に対して適切な情報提供を行うよう努めること。

2 施行期日

平成26年4月1日